

北海道建設部版情報共有システム（業務）ASPサービス利用約款

目次

- 第1章 総則（第1条－第10条）
- 第2章 契約（第11条－第15条）
- 第3章 サービス提供の停止、中止等（第16条）
- 第4章 利用契約の変更、解除（第17条－第21条）
- 第5章 サービス（第22条、第23条）
- 第6章 利用料金（第24条－第27条）
- 第7章 契約者の義務等（第28条－第34条）
- 第8章 当センターの義務等（第35条）
- 第9章 秘密保持及び個人情報保護（第36条）
- 第10章 損害賠償等（第37条、第38条）
- 第11章 その他（第39条、第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 一般財団法人北海道建設技術センター（以下「当センター」といいます。）は、「北海道建設部版情報共有システム（業務）ASPサービス利用約款」（以下「本約款」といいます。）に定める条件に従い、契約者に北海道建設部版情報共有システム（業務）をASPサービス（以下「本サービス」といいます。）として提供するものとします。

（適用範囲）

第2条 本約款は、契約者と当センターとの間の本サービスに関する一切の関係に適用されます。契約者は、本約款を確認し同意した上で本約款第11、12条に従い利用契約を申込みものとし、契約者等は、本約款にのっとって本サービスを利用するものとします。

（用語の定義）

第3条 本約款において次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 「本サービス」とは、インターネットを介して契約者等に、発議書類作成機能、ワークフロー機能、共有データ機能、オンライン電子納品機能を提供するASP型のサービスです。なお、当センターは、本サービスを提供するため、本サービス用設備内に契約者等に共通の場である管理領域を提供します。当該管理領域は、利用契約ごとに作られます。
- (2) 「契約者」とは、本約款に基づき当センターとの間で本約款第2条に従い利用契約の締結を行い、本サービスを受ける者をいいます。
- (3) 「対象業務関係者」とは、契約者の取引先であり、本約款に基づき本サービスを受ける者をいいます。
- (4) 「契約者等」とは、契約者及び対象業務関係者をいいます。
- (5) 「利用契約」とは、本約款に基づき当センターと契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。利用契約は、案件ごとに一つ必要になります。
- (6) 「契約者設備」とは、本サービスを受けるために契約者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器又はソフトウェア及び契約者等が本サービスにアクセスするために電子通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- (7) 「本サービス用設備」とは、本サービスを提供するために当センターが設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器又はソフトウェアをいいます。
- (8) 「ユーザID」とは、契約者等とその他の者を識別するために用いられる英字、数字

等による符号をいいます。

- (9) 「パスワード」とは、ユーザIDと組み合わせて、契約者等とその他の者を識別するために用いられる英字、数字等による符号をいいます。

(通知)

第4条 当センターから契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当センター所定のWEBサイトへの掲載等当センターが適切と判断する方法により行うものとします。

- 2 前項の規定に基づき、当センターから契約者への通知を電子メールの送信又は当センター所定のWEBサイトへの掲載により行う場合は、契約者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はWEBサイトへの掲載が行われた時点から効力を生じるものとします。

(約款の変更)

第5条 当センターは、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。当該変更内容（本サービスの内容の変更、利用料金その他の提供条件を含みます。）は、第4条に基づき通知された時から効力を生じるものとします。

(管理領域の制限)

第6条 当センターは、本サービス用設備内に利用契約を単位として合計5GBの管理領域を確保します。契約者等が当該値を超えて本サービスを利用した場合は、当センターは、本サービスの全部又は一部の利用を予告なく停止させることがあります。

(権利の譲渡)

第7条 契約者は、利用契約上の権利及び義務の全部又は一部を事前に当センターの承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができないものとします。

(紛争解決手段)

第8条 契約者が、日本国法人又は日本人の場合において、当センターと契約者との間に訴訟の必要が生じたときは、札幌地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第9条 本約款の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

(協議等)

第10条 利用契約等に定めのない事項及び定められた項目について疑義が生じた場合は、当センター及び契約者等当事者は誠意を持って協議の上で解決するものとします。なお、利用契約等のいずれかの部分が無効である場合でも、利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、当該無効の部分については、その趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 契約

(契約の申込)

第11条 本サービスの申込は、本約款を承諾した上で当センター所定のWEBサイトを通じて行うものとします。なお、何らかの理由で当該WEBサイトが使用できない場合は、書面等で申込を行うものとします。

(契約の成立)

第12条 当センターは本サービスの申込み内容を発注者へ提供し、発注者が申込み内容に誤りがないことを確認したもののみ本サービスの申込を承諾するものとします。当センターが本サービス利用の申込を承諾した場合は、利用申込承諾通知を第4条に基づき契約者に通知するものとします。利用契約は、当センターが利用申込承諾通知を契約者に通知した日に成立するものとします。契約者等は、利用申込承諾通知に記載したシステム利

用期間の間、利用契約に基づき本サービスを利用することができるものとします。

2 当センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの申込を承諾しないことがあります。

- (1) 契約者が実在しない場合
- (2) 第11条の申込にあたり虚偽の事項を記載した場合又は記載漏れがある場合
- (3) 第32条に違反するおそれがある場合
- (4) 過去に第16条第1項各号に定める処分を受けたことがある場合
- (5) 過去に本サービスの代金支払を遅滞し、又は不正に免れようとしたことがある場合
- (6) 契約者等が公序良俗に反するおそれのある商品、サービスを提供する場合
- (7) その他当センターが不適切と判断する相当の理由がある場合

3 当センターが申込を承諾しない場合は、当センターは契約者にその旨を第4条に基づき通知するものとします。

(ユーザID及びパスワードの通知)

第13条 当センターは、契約者等にユーザID及びパスワードを第4条に基づき速やかに通知するものとします。

(対象業務関係者による利用)

第14条 契約者は、当センターがあらかじめ書面又は当センター所定の方法により承諾した場合は、対象業務関係者に本サービスを利用させることができるものとします。この場合は、契約者は、対象業務関係者による利用を当該契約者の利用とみなされることを承諾するとともに、当該利用について一切の責任を負うものとします。

(利用契約の変更届出)

第15条 契約者が利用契約締結時又は利用契約締結後に当センターに届け出た内容に変更が生じた場合は、契約者は、遅滞なくその旨を届け出るものとします。

2 前項の届出を怠った場合は、契約者等が不利益を被ったとしても、当センターは一切の責任を負わないものとします。また、当センターは、当センターからの第4条に基づく通知が契約者に不到達となっても、通知した時点で到達したものとみなします。

3 当センターは、届出のあった変更内容を審査し、本サービスの利用を一時的に停止し、又は利用契約を解除することがあります。

第3章 サービス提供の停止、中止等

(サービス提供の停止及び中止)

第16条 当センターは、契約者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第6条に該当すると当センターが判断したとき
- (2) 第32条各号のいずれかに該当すると当センターが判断したとき
- (3) 申込にあたり虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (4) 前各号に掲げる事項の他利用契約等の規定に違反する行為で、当センターの業務の遂行又は当センターの電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき
- (5) 契約者設備が、他の利用者等及び対象業務関係者にサービス運用上支障を及ぼすおそれがある場合

2 当センターは、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を一時的に中止することがあります。

- (1) 当センターの電気通信設備のバージョンアップ上、保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中止することにより、当該サービスの提供を行うことが困難になったとき
- (3) その他本サービスの運用上又は技術上の相当な理由がある場合

- 3 当センターは、前二項の規定により本サービスの提供を停止及び中止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び実施期間を対象工事関係者に第4条に基づき通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

第4章 利用契約の変更、解除 (契約期間)

第17条 本サービスの契約期間は、第12条第1項に定めるシステム利用期間とします。

- 2 第18条により契約期間を延長又は短縮する場合は、当センターは変更申込受諾通知により新たな契約期間を契約者に通知するものとします。

(契約者による契約期間の変更)

第18条 契約者は、本サービスの契約期間を延長しようとするときは、工期末日の属する月の翌月末日までに、当センター所定のWEBサイトを通じて申込を行うものとします。なお、何らかの理由で当該WEBサイトが使用できない場合は、書面等で申込を行うものとします。

- 2 契約者は、本サービスの契約期間を短縮しようとするときは、変更後の工期末日までに、当センター所定のWEBサイトを通じて申込を行うものとします。なお、何らかの理由で当該WEBサイトが使用できない場合は、書面等で申込を行うものとします。

(当センターによる利用契約の解除)

第19条 当センターは、第16条第1項の規定により本サービスの利用を停止された契約者等が、提供の停止期間中になおその事由を解消しない場合は、利用契約を解除することができるものとします。

- 2 当センターは、契約者等が第16条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その事由が当センターの業務の遂行上支障があると認められるときは、利用契約を解除することができるものとします。
- 3 当センターは、契約者が、本サービスの利用料金について、支払期日を2か月間経過してもなお支払わないときは、利用契約を解除することができるものとします。
- 4 当センターは、前三項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を第4条に基づき通知するものとします。
- 5 当センターは、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告なしに利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用契約等の規定に違反したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りを発生させたとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生手続、会社更生又は特別清算の申立てがされたとき
- (5) 前4号の他、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散又は営業停止となったとき
- (7) 財務状態の悪化又はそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき

(サービスの廃止)

第20条 当センターは、やむを得ない事由により本サービスを廃止することがあります。この場合は、当センターは契約者に、廃止の6か月前までに第4条に基づきその旨を契約者に通知するものとします。

(契約終了後の対応)

第21条 当センターは、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合は、次の各号に定める対応を行います。

- (1) 本サービスの利用にあたり契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含みます。以下同じとします。）を利用契約終了後速やかに契約者に返還

し、本サービス用設備等に記録された資料等については、当センターの責任で消去するものとします。

- (2) 本サービスを経由し契約者等から受信したデータが格納されている管理領域は、システム利用終了日の属する月の翌月末に消去するものとします。

第5章 サービス

(本サービスの内容)

第22条 当センターが提供する本サービスは、次の各号に定める機能とします。

- (1) 「発議書類作成機能」とは、契約者等が帳票（鑑）を作成、修正、削除できる機能をいいます。帳票（鑑）には承認の記録（承認者名等）を表示できることとします。
- (2) 「ワークフロー機能」とは、契約者等が書類を発議し、設定した決裁経路に従って書類の決裁を行うことができる機能をいいます。発議時や決裁依頼時にはメール通知がされることとし、また、契約者等は承認状況を一覧より確認できることとします。
- (3) 「共有データ機能」とは、システム内の管理領域に業務書類等をフォルダ指定して登録、削除できる機能をいいます。登録時はメール通知を行うことができることとします。
- (4) 「オンライン電子納品機能」とは、受注者が電子成果品を情報共有システムにアップロードすることができ、発注者がアップロードされた電子成果品を確認・承認できる機能をいいます。

- 2 本サービスの提供時間及び付帯するヘルプデスクサービスの提供時間帯は、当センター所定のWEBサイトに掲示するものとします。

(再委託)

第23条 当センターは、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当センターの判断にて第三者に委託することができるものとします。この場合は、当センターは、当該委託先に当センターと同等の義務を負わせることにより第36条に定める秘密情報及び個人情報の取扱ができるものとします。

第6章 利用料金

(利用料金)

第24条 利用料金は、当センター所定のWEBサイトに料金表を掲載するとともに、第12条第1項の利用申込承諾通知に記載されたWEBページにて確認できるものとします。

- 2 第18条により契約期間を変更する場合は、新たな利用料金は変更申込承諾通知に記載されたWEBページにて確認できるものとします。

- 3 利用料金は、システム利用開始日から工期終了日まで発生します。

(利用料金等の支払義務)

第25条 契約者は、利用料金を支払う義務を負うものとします。

- 2 契約者は、第16条の規定により本サービスの提供が停止された場合でも、利用料金を支払う義務を負うものとします。

(請求、支払方法)

第26条 契約者は、当センターが発行する払込書による請求に基づき、指定するコンビニエンスストア又はゆうちょ銀行より、利用料金を当センターに支払うものとします。

- 2 利用料金支払に係る手数料は、当センターの負担とします。

- 3 当センターは契約者に、領収書類の発行を行わないものとし、コンビニエンスストア又はゆうちょ銀行が発行する受領証をもって領収書類に代えるものとします。

(遅延損害金)

第27条 契約者は、利用料金の支払を遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当センターに支払わなければならないものとします。

第7章 契約者の義務等

(利用窓口)

第28条 契約者は、本サービスの利用に関する利用窓口をあらかじめ定めた上で第11条に定める当センター所定のWEBサイトを通じて当センターへ通知するものとし、本サービスの利用に関する当センターとの連絡、確認等は、原則として利用窓口を通して行うものとします。

2 契約者は、利用窓口に変更が生じた場合は、当センターに前項の例により遅滞なく通知するものとします。

(本サービス利用のための設備設定、維持)

第29条 契約者は、自己の費用と責任において、当センターが定める条件により契約者設備を設定し、維持するものとします。

2 契約者は、本サービスを利用するにあたり自己の費用と責任において、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して契約者設備をインターネットに接続するものとします。

3 契約者設備及び前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合は、当センターは契約者に本サービスの提供の義務を負わないものとします。

4 当センターは、当センターが本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

(ユーザID及びパスワードの管理)

第30条 契約者は、本サービスに関連して当センターから発行されるユーザID、パスワード等（以下「パスワード等」といいます。）を自己の責任において管理するとともに、対象工事関係者にもパスワード等を管理させるものとします。

2 パスワード等は、契約者の責任において管理及び使用し、使用上の過誤又は第三者による不正使用等については、当センターは一切の責任を負わないものとします。

3 契約者は、パスワード等の盗難又は不正使用の事実を知った場合は、その旨を直ちに当センターに連絡するものとし、当センターから指示があるときはその指示に従うものとします。

4 契約者等からのパスワード等の問合せについては、当センターは、本人確認等のために当センター所定の方法で回答するものとします。

5 本サービスのセキュリティ向上のため、当センターがパスワード等以外の技術的手段を採用した場合は、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

(バックアップ)

第31条 契約者は、契約者等が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、契約者は自己の責任において同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当センターは当該データ等の保管、保存、バックアップ等に関して、一切の責任を負わないものとします。

(契約者等の禁止事項)

第32条 契約者等は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービス及びその関連資料をサービス利用の目的以外に利用する行為
- (2) 第三者に対する再利用許諾、権利移転、譲渡、担保に供する行為
- (3) 当センター又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4) 本サービスを改ざん、リバースエンジニアリング等する行為

- (5) 当センター又は第三者を誹謗し、中傷し又は名誉を傷つけるような行為
 - (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は書き込む行為
 - (7) 当センター又は第三者の財産、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - (8) 利用契約等の規定に違反する行為
 - (9) その他法令に違反し、又は違反するおそれのある行為及び当センターが不適切と判断する行為
- 2 当センターは、前項各号に定める契約者等の行為について違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、契約者等がこれに応じない場合は、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、当該情報が違法又は有害であるがい然性が高く、かつ、その流通により第三者の権利侵害が現実には発生していること又はそのがい然性が高いことその他当センターが緊急に対応すべきであると判断する相当の理由がある場合は、当センターは事前の要求を行うことなく一時的に利用停止の措置を講ずることができるものとします。
- 3 当センターは、前項の場合は、契約者と事前に協議した上で違法又は有害な情報の全部又は一部を削除することができるものとします。ただし、当該情報が違法又は有害であるがい然性が高く、かつ、その流通により第三者の権利侵害が現実には発生していること又はそのがい然性が高いことその他当センターが緊急に対応すべきであると判断する相当の理由がある場合は、当センターは事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとします。
- 4 前二項の場合は、契約者に損害が発生しても、当センターは一切の責任を負わないものとします。

(対象業務関係者の遵守事項等)

第33条 第14条の規定に基づき、当センターが対象業務関係者による本サービスの利用を承諾した場合は、契約者は、対象業務関係者との間で、次の各号に定める事項を含む契約を締結し、対象業務関係者にこれらの事項を遵守させるものとします。

- (1) 対象業務関係者は、利用契約等の内容を承諾した上で契約者と同様にこれらを遵守すること。ただし、本約款のうち、利用料金の支払義務等条項の性質上、対象業務関係者に適用できないものを除きます。
 - (2) 契約者と当センター間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、対象業務関係者に対する本サービスの提供も自動的に終了し、対象業務関係者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 対象業務関係者は、第三者に本サービスを利用させないこと。
 - (4) 対象業務関係者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当センターに損害賠償等の請求を含め一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当センターに一切の責任追及を行わないこと。
- 2 契約者は、当センターから受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、対象業務関係者に遅滞なく伝達するものとします。

(対象業務関係者が利用契約等に違反した場合の措置)

第34条 第14条の規定に基づき、当センターが対象業務関係者による本サービスの利用を承諾した場合において、対象業務関係者が前条第1項各号に定める条項に違反した場合は、契約者は、遅滞なく当該違反を是正させるものとします。

- 2 対象業務関係者が、前条第1項各号に定める条項に違反した日から起算して10日間を経過する日までに当該違反を是正しない場合は、当センターは、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
- (1) 当該対象業務関係者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 当センターと契約者との間の利用契約の全部又は当該対象業務関係者の本サービス

利用に関する部分を含め一部を解除すること

第8章 当センターの義務等

(本サービス用設備の障害等)

第35条 当センターは、本サービスに関する障害を適切に解決できる体制を整え、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、契約者の利用窓口はその旨を第4条に基づき通知するものとします。

- 2 当センターは、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、速やかに本サービス用設備の修理又は復旧を行うものとします。
- 3 前二項の他不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があり、本サービスに不具合が発生したときは、契約者及び当センターはおのおの遅滞なく相手方に通知し、適切な措置を講ずるものとします。
- 4 前項の場合において、契約者が当センターに重大な管理瑕疵があると判断し当センターがそれを認めた場合又は当センターの講じた措置が不適切であった場合は、契約者は当センターと協議の上、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第9章 秘密保持及び個人情報保護

(秘密保持及び個人情報保護)

第36条 当センターは、本サービスに関わり取得する契約者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定及びその他の関連法令を遵守し適切に保護するものとします。

- 2 契約者等及び当センターは、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではないものとします。
 - (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- 3 契約者等が本サービスを利用する場合は、当センターから提供を受けた個人情報を本サービスの利用目的以外に利用してはならず、かつ、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

第10章 損害賠償等

(責任の制限)

第37条 当センターは、本サービスを提供すべき場合において、第21条に定める場合を除き当センターの責に帰すべき事由によりその利用が全くできない状態が生じ、かつ、そのことを当センターが知った時刻から起算して連続して24時間以上本サービスが利用できなかったときは、起算時刻から本サービスの利用が再び可能になったことを契約者及び当センターが確認した時刻までの時間数を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に利用コース30の料金に30分の1を乗じて得た額を限度として、契約者が被った損害を賠償するものとします。ただし、契約者が請求をし得ることとなった日から起算して3か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

- 2 当センターは、本サービスの提供に関し、前項に定める場合を除き、契約者等に発生したいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者等が本約款に違反し、又は不正行為により当センターに損害を与えた場合は、

当センターは契約者に、相応の損害賠償請求ができるものとします。

(免責)

第38条 第三者がパスワード等を不正に使用する方法等で、本サービスを不正に利用することにより契約者等又は第三者に損害を与えた場合でも、当センターは一切の責任を負わないものとします。

- 2 契約者等が登録したデータ消失等により契約者等が不利益をこうむった場合でも、当センターは一切の責任を負わないものとします。
- 3 当センターは、本サービスの利用に関する契約者等のいかなる請求にも、その事由が発生した日から起算して3か月を経過する日までに当該請求がされなかったときは、その請求に応じないものとします。
- 4 当センターは、本サービスを善良な管理者の注意をもって運用に努めますが、第16条第1項及び第2項に定める本サービスの停止及び中止等によって契約者等に損害が生じた場合は、当センターは一切の責任を負わないものとします。
- 5 当センターは、契約者設備に起因する性能による損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当センターは、契約者等が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性、有用性を保証しないものとします。
- 7 契約者等が本サービスの利用により他の利用者等又は第三者に損害を与えた場合は、当該契約者等の費用と責任において解決するものとし、当センターは一切の責任を負わないものとします。

第11章 その他

(データの取り扱い)

第39条 契約者は、本サービス用設備上の自己の管理領域内で行われた一切の行為及びその結果について、当該行為が自己の行為か否かに関わらず一切の責任を負うものとします。

- 2 当センターは、契約者等が管理領域に登録したデータについては何らの保証も行わず、一切の責任を負わないものとします。
- 3 契約者は、当該管理領域のデータに係わる紛争が生じた場合は、自己の費用と責任において解決するものとし、当センターは一切の責任を負わないものとします。

(監査)

第40条 当センターは本サービスの履行状況に関する本サービス用設備を収納する施設への立入監査に応じないものとします。

附 則

この約款は、令和7年4月1日より施行します。